

経 営 戦 略

秋田県 小坂町
介護保険特別会計
(介護サービス事業)

第1 経営の基本方針

小坂町の人口は令和2年度に5,000人を下回り、令和8年3月は4,284人となっています。生産年齢人口のほか、65歳以上の老年人口も減少が続いています。

高齢化の進展が予想されるなか、介護サービスを安定的・継続的に提供できる体制を維持していくために、今後も介護サービス事業については公営企業として、地域の高齢者の安心した生活に密着したサービスを提供していく必要があります。

平成20年度からデイサービス事業に指定管理者制度を導入しており、地域の実情に精通した指定管理者であることから、地域福祉の向上と利用者や家族に寄り添ったサービス提供が行われているほか、利用料金制を採用しているため、コスト意識に強い民間企業と同等の視点で事業の運営を行うことができています。

高齢化の進展により介護サービスは、今後も高齢者の生活の基盤を支える重要なサービスであることを確認するとともに、介護保険制度を取り巻く環境や社会情勢を見つめながら、指定管理者が安定した経営を行うことができるよう、必要な助言を行っていきます。

第2 計画期間

令和8年度から令和17年度までの10年間
随時、計画の進捗状況に応じて見直しを行います。

第3 投資・財政計画（別紙）

第4 効率化・経営健全化の取り組み

（1）組織、人材、定員、給与に関する事項

地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所について、担い手の確保が厳しい地域の現状にさらされているものの、介護保険法において規定されている人員基準や資格基準を満たし、地域の高齢者福祉の向上に向けた取り組みを継続していきます。

デイサービス事業については、指定管理者である法人が長年培ってきたネットワークを活用し、安定した介護人材の確保や経営自立の維持に努めます。

なお、高齢化の進展とともに高齢者人口の減少もはじまっており、デイサービス事業においても利用者数の減少があることから、令和7年度から定員を引き下げ、地域密着型サービスとして経営の安定化を図っています。

今後も介護報酬の改定をはじめとした社会情勢の変化に敏感に対応し、安定した組織運営を図れるよう支援します。

(2) 広域化に関する事項 なし

(3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

指定管理者制度を導入しており、今後の行財政状況に鑑み施設の具体的なあり方・方向性を検討していきます。

(4) その他の経営基盤の強化に関する事項

指定管理者により経営の効率化・健全化が図られています。また、指定管理者に対しては適切なサービス提供がなされるよう指導してまいります。

(5) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める支金の不足額がある場合にはその解決策 なし

(6) 資金管理・調達に関する事項

指定管理者により資金管理の効率化・健全化が図られるよう指導してまいります。

(7) 情報公開に関する事項

小坂町の広報やホームページを通じ情報公開に努めます。

(8) その他の重点事項

地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組むとともに、小坂町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画との整合性を図り、介護サービス事業の充実に努めます。

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

地域包括支援センターにおける高齢者の実態把握や相談業務を通じて、さまざまな意見が施策に反映できることなど、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができよう介護サービス事業の充実に努めます。

(2) 公営企業として実施する必要性

高齢化の進行や多様化するニーズに対応するため、介護・予防・住まいの生活支援を包括的に確保するよう取り組んでいきます。